

## 中村はるきと大東市の未来を創る会 規約

第1条 本会は、中村はるきと大東市の未来を創る会と称し、本会事務所は大阪府に置く。

第2条 本会は、中村晴樹の政治活動を支援することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、下記記載の活動を行う。

- ① 集会、講演会、タウンミーティング、研究会の開催
- ② 後援会報、出版物、印刷物の発行及び管理
- ③ 関係諸団体との連携および支援
- ④ その他第2条記載の目的達成のために必要な事業

第4条 本会は、個人情報の維持、管理を徹底するため、個人情報管理責任者を置く。

第5条 本会は、会員名簿の政治活動目的以外の使用を禁止し、名簿の一般公開を一切禁止する。

第6条 本会は、個人情報保護法、公職選挙法、政治資金規正法、政治・選挙活動に関わる法律の遵守を徹底する。

第7条 本会は、第2条記載の目的に賛同する者を会員とする。

第8条 本会の経費は、会費、寄付、その他の収入をもって充てる。

第9条 本会に代表、会計責任者、会計職務代行者、個人情報管理責任者の役員を設置する。

第10条 本会の役員選出、変更及び規約の変更は総会でこれを行う。

第11条 本会の会計年度は毎年1月1日から12月31日までとする。

## 中村はるきと大東市の未来を創る会規約 附則

本規約は平成28年2月5日より施行する。

本規約は平成28年3月3日より本改訂版を施行する。

以上。